

利用者負担の更なる軽減

【通所施設・在宅サービス利用者】

通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置の拡充について

通所施設・在宅サービス利用者に対する負担軽減措置について、在宅の方の場合、稼得能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少ないといった課題や、授産施設など工賃収入のある通所者について、「工賃より利用料が大きい」との指摘があることを踏まえ、次の措置を講じる。(平成19年度実施)

1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1 4分の1)

軽減対象世帯の拡大

- ・ 収入ベースで概ね600万円(市町村民税の所得割10万円(注))まで拡大
- ・ 資産ベースで単身の場合500万円まで、家族が同居している場合1,000万円まで拡大

社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。これにより、軽減を行った事業者の持ち出しも解消する。

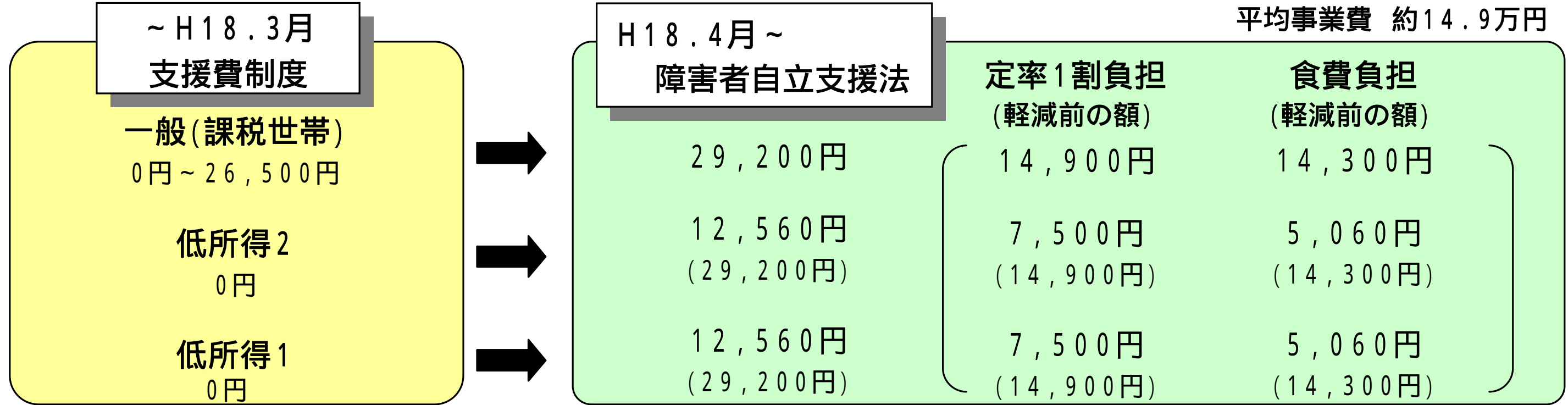
	現行	平成19年度	平成20年度 (経過措置終了)
軽減内容	上限額の1/2	上限額の <u>1/4</u> 通所施設の場合、「低所得2」は「低所得1」と同額(3,750円)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間収入150万円以下 ・ 資産350万円 以下 一の世帯員の増ごとに100万円増 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ <u>一般(所得割10万円(注)未満)</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>収入要件の撤廃</u> ・ <u>資産500万円(単身)、1,000万円(家族同居)以下</u> 	1 収入ベースで概ね600万円まで 2 食費についても負担軽減
実施主体	市町村(補助事業)	市町村(給付費)	
事業者	社会福祉法人	<u>NPO法人などすべての事業者を対象</u>	

(注) 入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況(利用者全体の68%)とのバランスを考慮し、設定。
 税制改正(三位一体改革による税源移譲等)の影響により、平成19年7月以後は、所得割の額は16万円となる。

通所施設・在宅サービス利用者の利用者負担の軽減について

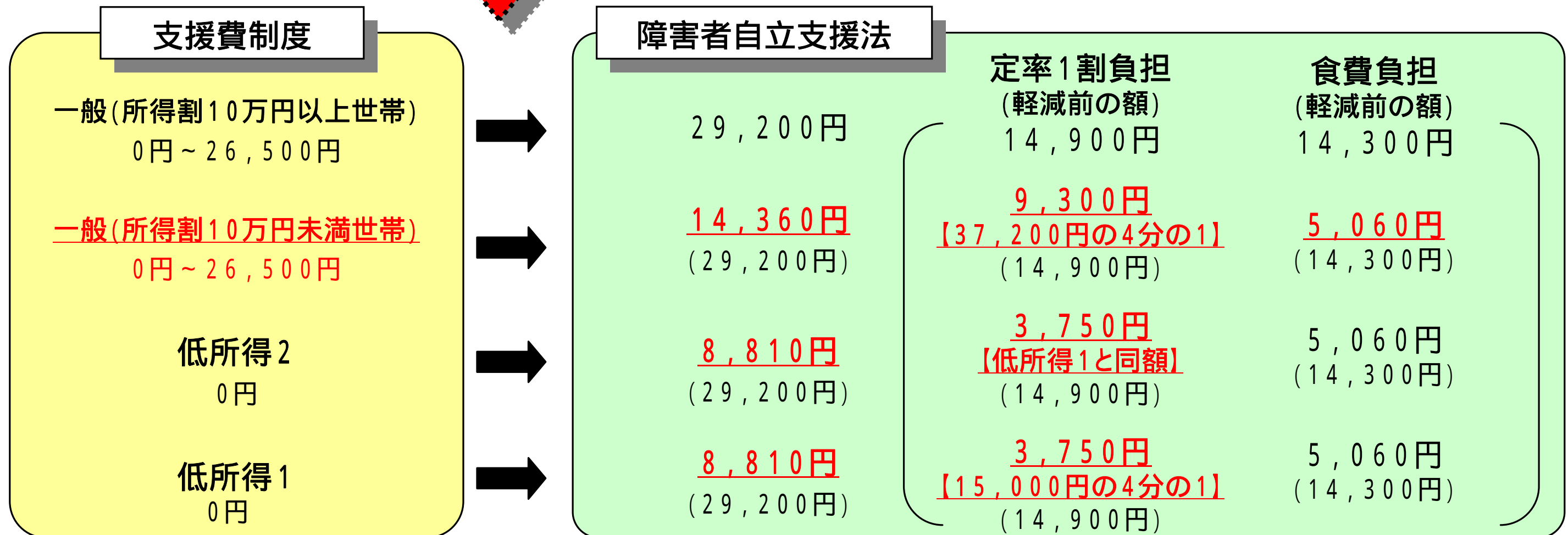
知的障害者授産施設通所者のケース

平均事業費 約14.9万円



見直し後

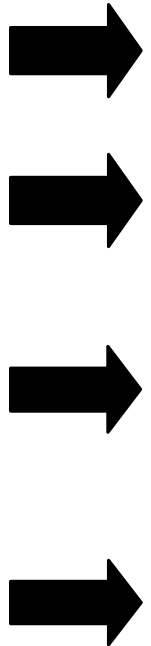
軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を原則4分の1に軽減



ホームヘルプ利用者のケース

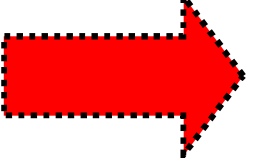
・月10時間(身体介護)(事業費約4万円)

支援費制度	
一般(所得割10万円以上世帯)	6,000円 ~ 全額
一般(所得割10万円未満世帯)	1,000円 ~ 6,000円
低所得2 障害基礎年金1級(8.3万円/月)	0円
低所得1 障害基礎年金2級(6.6万円/月)	0円



障害者自立支援法	
定率1割負担	4,000円
定率1割負担	4,000円
定率1割負担	4,000円
定率1割負担	4,000円

見直し後

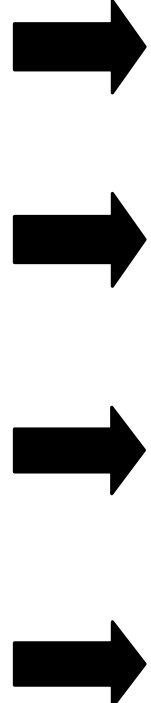


定率1割負担 (軽減前の額)	4,000円
定率1割負担	4,000円
定率1割負担	4,000円
定率1割負担	3,750円 【15,000円の4分の1】 (4,000円)

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を4分の1に軽減

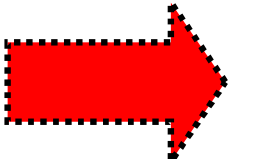
・月125時間(日常生活支援)(事業費約22万円)

支援費制度	
一般(所得割10万円以上世帯)	7,200円 ~ 全額
一般(所得割10万円未満世帯)	1,100円 ~ 7,200円
低所得2 障害基礎年金1級(8.3万円/月)	0円
低所得1 障害基礎年金2級(6.6万円/月)	0円



障害者自立支援法	
定率1割負担 (軽減前の額)	22,000円
定率1割負担	22,000円
定率1割負担	12,300円 (22,000円)
定率1割負担	7,500円 (22,000円)

見直し後



定率1割負担 (軽減前の額)	22,000円
定率1割負担	9,300円 【37,200円の4分の1】 (22,000円)
定率1割負担	6,150円 【24,600円の4分の1】 (22,000円)
定率1割負担	3,750円 【15,000円の4分の1】 (22,000円)

工賃と利用料の関係について

考え方

授産施設などにおいて、「障害者の利用料が工賃を上回るのは問題」との指摘。

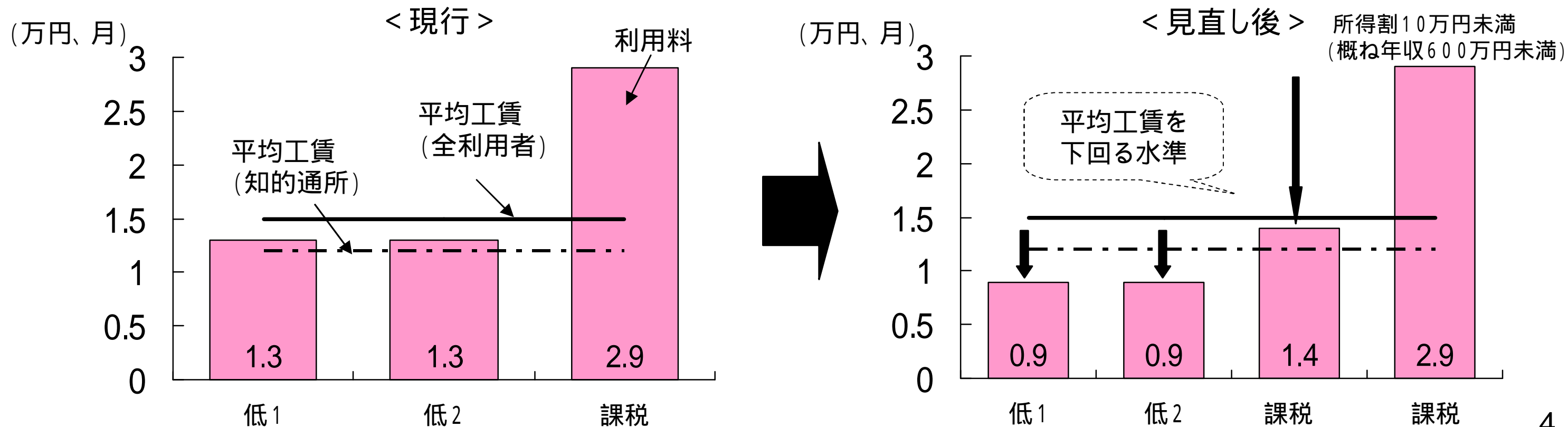
これについては、利用者は、働いているだけでなく、福祉サービスを受けていることから、食費を含め一定の利用料をご負担いただく必要があるもの。このため、両者は単純に比較できるものではなく、こうした指摘に対しては、まずは工賃の引上げにより対応すべき。

しかしながら、現実問題として、工賃引上げの効果はすぐには現れないことから、上記のような問題にも対応しつつ、激変緩和の観点から、更なる負担軽減を図る。

軽減措置の内容

通所施設利用者の1割負担について、一部の課税世帯を含め、上限額を4分の1

これにより、利用料(食費負担を含む)は、平均工賃(15,000円)以下の水準
(特に低所得者については、平均工賃の低い知的通所授産施設(12,000円)以下の水準)



税制改正による「所得割10万円未満」の対象範囲の変化

今般の通所・在宅利用者に対する軽減措置(4分の1軽減)においては、入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況とのバランスを考慮し、「所得割10万円未満」まで対象世帯を拡大することとしている。

この「所得割10万円未満」の水準については、平成19年度における地方への税源移譲(所得税額が減少する一方、住民税額が増額するもの)等に伴い、同年7月以降の収入認定時から、「所得割16万円未満」に変更することが必要となる。

(参考)収入額に応じた市町村民税所得割額の税制改正の影響(粗い試算)

収入額	所得割額(平成18年度)	所得割額(平成19年度)
約350万円	約2万円	約4万円
約450万円	約4万円	約8万円
約600万円	約10万円	約16万円

この場合、平成19年4月から6月までに「所得割10万円未満」の所得の認定を受けた者については、7月に新たな課税情報により再度の認定を受けることが必要となるが、利用者の利便性や自治体の事務負担に配慮し、改めての認定は要さず、最長、平成20年6月までは当初認定時の申請資料(平成18年度の課税状況資料)を用いて認定して差し支えないこととする。

(注) 上記の取扱いは、障害児施設(入所・通所)についても同様である。

軽減措置の資産要件の緩和について

現行

【単身の場合】

350万円以下 個別減免(施設入所者)の資産要件と同額

【家族が同居している場合】

350万円に、世帯員が一人増えるごとに100万円を追加して得た額以下

見直し後

【単身の場合】

500万円以下 個別減免(施設入所者)の資産要件も同様に緩和

【家族が同居している場合】

1,000万円以下

(参考)家計の金融資産の保有状況

- ・ 平均保有額: 1,073万円
- ・ 単身世帯の平均保有額: 470万円

(「家計の金融資産に関する世論調査」(平成18年金融広報中央委員会))

訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額について

「低所得2」に該当する者については、今般の「4分の1軽減」により、
 訪問系サービスのみを利用する場合は、6,150円
 日中活動サービスのみを利用する場合は、3,750円
 が上限額となるが、両サービスを併用する場合の上限額は、これまで上限額の高い方を上限額とする取り扱いとしてきたことを踏まえ、6,150円とする。

ただし、日中活動サービスと「短期入所」(注)を併用する場合には、短期入所の単発利用や念のための支給決定によって、日中活動サービスの実質的な負担が増えることのないよう、3,750円を上限とする。

(注) これまで短期入所については、軽減メリットを受けるケースが少ないと考えられること等から、「社会福祉法人軽減」の対象外としてきたところであるが、今般の「4分の1軽減」は、上限額そのものを引き下げるものであることから、軽減対象者が短期入所を利用すれば自ずと軽減対象となることを踏まえ、短期入所についても軽減対象とすることとしている。

< 訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額 >

サービス	4分の1軽減後の上限額	
	単独利用の場合	訪問・日中併用の場合
児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による指定旧法施設支援、通所による指定障害児施設支援	3,750円	6,150円 短期入所の場合は3,750円
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援	6,150円	